ふわく山の会夏山登山に関する内規

- 主旨 夏山登山に関して、基本的な事項についての慣習を内規として定める。
- 第1条 実施期間は、7月から8月内の約1ヶ月の期間を夏山実行委員会が定めて幹事会に諮る。
 - ※ 実施期間中における指定山域内での泊付山行は、同一山域、日程が一日又は全日において重複する事は、公開、自主を問わず自粛する。
- 第2条 山域: 北アルプス、南アルプス、中央アルプス、白山、八ヶ岳連峰、頸城山塊、北信越山塊、谷川岳山域、富士山とする。
- 第3条 夏山実行委員会の編成は、以下のメンバーにより編成する。

実行委員長 1名

副委員長 若干名

実行委員 ① 各山行部より、3名を選出する。

- ② 四役および安全対策部から各1名を選出する。
- ③ 会計(1名)は、委員の中から実行委員長が委嘱する。
- 第4条 夏山リーダーの委嘱は、下記の方法でリーダーを募集し委嘱する。
 - 1 各山行部にリーダーの選定とコースの設定を依頼する。
 - 2 夏山登山リーダー経験者に委員会から依頼する。
 - 3 会報に一般公募してリーダー希望者を募る。
 - 4 全リーダー登録者に対しリーダーの要請をする。
- 第5条 夏山登山に関する会計処理は、一般会計とは別に夏山登山独自の会計にて取り扱う。
 - 1 夏山登山参加者は、1山行に付き 1000円の申込金を納入する。 申込金は夏山説明会にて 納入する。この申込金はいかなる場合であっても返金しない。
 - 2 夏山登山実行に必要な、夏山登山独自の費用を支出する。
 - (1) 岩場通過訓練に伴う指導者、指導補助者の交通費
 - ② リーダー委嘱者へのリーダー実施費用を下記基準により支出する。 リーダー経費=1500円+500円×泊数+100円×参加人員

調査費、通信費、資料事務費として支給しますので参加者からは別途徴収しない。

- ③ 実行員会としての必要経費(通信費、事務費他)
- ④ 留守本部担当者謝礼・・・1単位(4日~6日) 正 1000円、副1000円
- ⑤ 計画の山行が天変地異等により、日程を変更して実施した場合に、参加者が著しく減少し、交通費等の 参加者負担が生じた場合に、その費用の一部を補填する。(目途は半額)
- ⑥ 実行委員会、リーダー会の活動に対する行動費、交通費は、会の行動費、交通費支給に関する内規 を準用する。
- 3 夏山の収支決算は、実行委員会に報告し、承認を受ける。その後、会報に掲載する。
- 第6条 参加申込み後にキャンセルが生じた場合には、一定のキャンセル料を負担する。

金額は当該コースのリーダー判断によるものとする。

- 第7条 事前訓練は、夏山登山長丁場に対応する体力増強と技術の習得を目的に行う。
 - 1 ★★★以上のコースに参加する会員は、公開山行・自主山行に参加することとする。
 - 2 リーダーは訓練山行を実施し、参加メンバーの力量把握とチーム融和を図る。
- 第8条 非会員の参加は、基本的に禁止とする。
- 第9条 事故が発生した場合には、必要に応じてふわく山の会が救難対策として対応する。

《当該リーダー→夏山留守本部→ふわく救難対策本部(本部長・ふわく会長)》

警察署・事故者家族

- 第10条 リーダーは、参加者数が10名を越える場合には、複数のサブリーダーを選任して班分けする。
- 第11条 この内規の改定は、幹事会の承認を経て行なう。

附即

 2008年 4月2日 制定
 2009年12月2日 改定
 2010年12月1日 改定
 2011年12月6日 改定

 2013年2月6日 改訂
 2013年12月25日改定
 2015年1月7日 改定
 2018年1月24日 改定